

平成24年9月19日宣告 裁判所書記官 中條 朋子

平成22年刑(わ)第2949号

判 決

本 籍 東京都墨田区八広5丁目12番地

住 居 同区堤通2丁目3番1-1208号 東白鬚第一マンション

無職

大 高 正 二

昭和16年1月29日生

上記の者に対する公務執行妨害，傷害被告事件について，当裁判所は，検察官山本佐吉子，同天川恭子，私選弁護士萩尾健太（主任），同長谷川直彦，同河村健夫，同大口昭彦，国選弁護士岡田浩志，同安井琢磨各出席の上審理し，次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役1年2月に処する。

未決勾留日数中280日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は，平成22年8月10日午後零時22分頃，東京都千代田区霞が関1丁目1番4号東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二南門において，被告人に対し発せられた構外退去命令を執行するため同第二南門の門扉を施錠していた東京高等裁判所事務局管理課庁舎警備係守衛長杉田憲治（当時59歳）に対し，その後頭部を右手拳で2回殴る暴行を加え，もって同守衛長の職務の執行を妨害するとともに，上記暴行により，同守衛長に加療約1週間を要する頭部打撲傷及び頸椎損傷の傷害を負わせたものである。

(証拠の標目)

記号及びそれに続く数字は，証拠等関係カード中の検察官請求の番号を表す。

- 一 証人杉田憲治，同武藤淳，同橋本聡，同清水孝，同中山和文及び同篠浦ひとみの当公判廷における各供述
- 一 医師武藤淳作成の診断書（甲4）
- 一 司法警察員作成の実況見分調書抄本（甲5，ただし，却下した部分を除く。），各報告書（甲6，9，14。ただし，甲9，14は，却下した部分を除く。），差押調書（甲7。ただし，却下した部分を除く。）
- 一 押収してある携帯電話1台（平成23年押第106号の1。甲8），DVD-R1枚（同号の5。甲21）

（補足説明）

第1 争点について

弁護人は，被告人は判示の暴行を行っていないし，判示の構外退去命令及び執行は違憲，違法であり，その執行の一環として行われた杉田憲治（以下「被害者」という。）の職務執行も違法といえるから，公務執行妨害が成立する余地もない旨主張し，被告人も，弁護人の上記主張と同旨の主張，弁解をしている。

そこで，以下，上記主張等にかんがみ，補足して説明をすることとする。

第2 暴行の存否及び傷害について

1 本件の経過等

関係各証拠によれば，以下の事実が認められる。これらの事実については，当事者間に実質的に争いが無い。

(1) 高裁事務局管理課課長補佐中山和文（以下「中山補佐」ともいう。）は，平成22年8月10日午後零時16分頃（以下，単に時刻のみを記す場合は，8月10日のことである。），東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎（以下「本件庁舎」という。なお，以下，東京高等裁判所を「高裁」，東京地方裁判所を「地裁」と略記する。）4階の424号法廷内及び法廷前廊下付近で，被告人に対し構内への持ち込みを禁じているカメラ機能付き携帯電話を被告人が構内で所持していることを理由に，構外退去命令（以下「本件構外退去命令」という。）を

発付した（その適法性については後述する。）。その後、被告人が自主的に構外へ退去することを拒んだことから、高裁事務局管理課や地裁事務局警務課等の職員ら（以下では、関係部署を問わず、単に「裁判所職員」と呼称することもある。）は、本件構外退去命令の執行を行い、被告人を連行して本件庁舎4階の法廷前廊下を通り、中央廊下を経て、南側エレベーターから1階に降り、1階南玄関から本件庁舎外に出て第二南門に至り、同門外の路上に被告人を退去させた。

(2) 被害者は、高裁事務局管理課庁舎警備係守衛長として、裁判所職員が被告人を構外へ退去させる前から第二南門の門扉付近で待機し、門扉のかんぬきに掛けられていた南京錠を解錠し、被告人が第二南門から構外に退去した直後、閉門した上で上記南京錠を施錠した（なお、この施錠の際に、被告人が判示の暴行を行ったかどうか、本件の中心的争点である。）。

(3) 高裁事務局長は、平成22年8月13日付けで、丸の内警察署長あてに、判示と同旨の公務執行妨害、傷害の事実により被告人を告発した。

2 被害者等の各証言内容

(1) 被害者の証言の要旨

被害者は、前記1の(2)の施錠等の職務を行った際に被告人から暴行を受けたとして、その状況等について、概要、次のとおり、証言している。

「被告人が第二南門から構外に退去させられた後、門扉を施錠しようとして腰を折ってお辞儀をするような格好になったところ、右後頭部に強い衝撃があった。その衝撃の程度は、かなり強く、体が前のめりになり、立っていたところから足が一步前に入るほどの強さであった。その衝撃により、被っていた制帽が飛んだ。その後、1回目ほど強くはないが、2回目の衝撃を頭部に感じた。衝撃を受けた当時、被告人の全身は見えなかったものの、門扉を隔てて外の路上に被告人の足を見ており、被告人の気配を感じていた。2回目の衝撃を頭部に受けた直後、被告人に向かって『何をしてるんだ。』と言ったところ、被告人は、荒い息で、門扉に肘をつき、あごを載せるような感じで、しばらくじっとしていた。自分の腕時

計で衝撃を受けた当時の時刻を午後零時23分頃と確認した。

その後、右後頭部にひりひり、ずきずきした痛みが出て、直径5cmくらいのこぶが出た。上記衝撃を受けて1時間半から2時間くらい経った頃には、首の後ろに重く感じる違和感を覚えた。上記衝撃を受けて二、三時間すると、右後頭部のこぶは、だいぶ引いてきたが、首の痛みが増してきたため、最高裁判所の診療所で診てもらい、その紹介で、午後4時頃、三田病院脳神経外科を受診し、レントゲン撮影等の検査を受け、午後4時半過ぎに同病院の武藤淳（以下「武藤」という。）医師の間診を受けた。その間診時にはこぶはほとんど引いていたが、首の痛みが激しくなっており、左右に首を曲げると痛むという感じであった。武藤医師により、加療約1週間を要する頭部打撲傷、頸椎損傷との診断を受け、その旨の診断書ももらった。首の痛みで夜も眠れないことがあり、平成22年8月23日、再び三田病院整形外科の医師の診察を受け、頸椎捻挫で加療約1か月間を要するとの診断を受け、結局、同年11月頃まで首の痛みが続いた。」

(2) 橋本聡の証言の要旨

当時、地裁事務局警務課課長補佐の橋本聡（以下「橋本補佐」という。）は、被告人の暴行を目撃した状況について、概要、次のとおり証言している。

「本件構外退去命令の執行に立ち会い、南玄関から第二南門に至る階段付近から、被告人が門外へ退去させられる様子を見ていた。門外に退去させられた被告人は興奮した状態で、門の近くにいる法廷警備員らに殴りかかったり、門の内側にある鉄製の看板を押し倒そうとしたりしていた。そこで、中山補佐が、裁判所職員に対して庁舎内に『引け。』という撤収指示を出し、何名かが庁舎内に戻り始めた。その頃、被害者は、前かがみになって第二南門の門扉を施錠しようとしていた。すると、被告人は、門扉の上部に上半身を乗り出すような形で、右腕を被告人の頭部より高く振り上げ、拳を固めて、強い勢いで被害者を2回殴った。1回目は、フルパワーで殴っているように見え、拳は被害者の後頭部に当たり、ゴンという音がして、被害者の制帽がその頭から落ちた。2回目は、1回目とは違い、

しっかり当たったという感じではなかった。私は『あっ、こら。』と声を出し、私のほかにも『危ない。』と声を上げた者がいた。その声で、戻ろうとしていた者が、一斉に振り向いて戻ってきた。被告人が3回目に殴ろうとしたところ、中山補佐が被告人と被害者との間に入って制止した。翌日、被害者に具合を尋ねると、頭を押さえながら、頭と首が痛むと答えていた。」

(3) 中山和文の証言の要旨

当時、第二南門で執行の指揮に当たっていた中山補佐は、次のとおり、証言している。

「第二南門外へ退去させられた被告人は、相当に興奮した様子で、門の内側にある看板を裁判所職員に向けて倒そうとしたり、裁判所職員に殴りかかろうとしたりしていた。その場に地裁事務局警務課の職員がいると、被告人の興奮が収まらなと考え、門扉から50cmくらい離れた場所で、門を背にして『引け。』と撤収の指示を出した。その指示を受けて裁判所職員がその場から離れようとしていたところ、『あっ。』という声が聞こえたため、後ろを振り向いたら、門扉を施錠しようとしていた被害者の制帽が落とされていた。被害者に近づき『どうした。』と聞いたところ、『殴られた。』と答えた。被害者が被告人に対して向かっていきそうな雰囲気があったので、被害者と被告人の間に割って入った。その後は被告人も特段騒がず、被害者も特に何もしなかったため、裁判所職員を順次引かせた。」

3 検討

(1) まず、被害者の前記証言内容は、体験したものでなければ述べ得ないような具体性、迫真性を備えており、不自然、不合理な点はうかがえない。腰を折ってお辞儀をするような格好をとっていた際に、不意をつかれる形で上方から後頭部をいきなり強打され、こぶ（その意義については、後に検討する。）が生じ、後に頸部の痛みが強まっていったという経過も、その受けたとする暴行の態様、程度からは、ごく自然な推移といえる。しかも、被害者は、被害から程なくして

上司らに頭部の痛み等を訴え、上司の指示により最高裁判所の診療所に赴き、医師に診てもらった後、その紹介により民間の医療機関（国際医療福祉大学三田病院）を受診し、その日のうちに診断書も得ているのであるが、その受診等の客観的経過は、法廷に出廷した医師らの証言等により明確に裏付けられている（「こぶ」の存否及び程度については、後に検討する。）。また、被告人の動向を比較的近くから注視していた橋本補佐の目撃証言の内容も、正に、被害者が体感したとする被害状況と合致している。中山補佐は、前記のとおり、構外退去命令の執行に当たった裁判所職員に撤収を指示し、その際、被害者に背を向けていたため、被害者及び橋本補佐が各証言する暴行自体は見えていないが、その直後に見聞きした状況は、上記兩名が証言するところと符合している。このように、上記3名の証人は、職分、現場での位置等は異なっているが、それぞれが体験したとして証言している内容は、相互に矛盾なく符合するものとなっている。

ところで、本件構外退去命令の発令及び執行当時、本件庁舎南玄関付近には庁舎内の廊下側から南玄関を通して第二南門門扉付近までを撮影対象とする防犯ビデオカメラが設置されていた。その画像（甲21）には、裁判所職員が第二南門から被告人を構外退去させた後、被告人が門扉内側に置かれた立て看板のある位置の辺りまで外側路上を移動してきて、それに伴い上記立て看板が揺れ動く様子が映っており（午後零時22分20秒前後）、それから程なくして、南玄関側へと戻る裁判所職員の姿が撮影されており、その間の午後零時22分30秒から31秒にかけての画像に、第二南門の門扉上を越える位置に拳を握って振り上げられた腕が一瞬映り、その直後、南玄関方向に戻りかけていた裁判所職員が一斉に第二南門の方へ振り向き、戻っていく状況が撮影されている。なお、被害者が門扉に施錠している様子等は、裁判所職員の身体に隠れて確認し難いが、退去させられた被告人が門外の路上で門扉に体を寄せて立っている状況等は垣間見えており、上記の腕が振り上げられた位置は、その直前直後に被告人が立っていた位置とほぼ一致している。

以上の画像の裁判所職員の動きの客観的状況、被告人の第二南門の門扉付近での挙動等は、被害者、橋本補佐及び中山補佐が各証言する当時の状況と符合しているといえる。すなわち、被告人が構外退去させられた後、立て看板の辺りに移動してきて、その立て看板が揺れ動く様子は、被告人が興奮して上記立て看板を押し倒そうとしたとする橋本補佐及び中山補佐が証言する目撃状況と符合している。その後、第二南門付近にいた裁判所職員が、一斉に体の向きを変えて第二南門側から南玄関へと戻りかけた様子は、中山補佐による前記の撤収指示等と符合しているし、被害者が、被害直後に自らの時計で確認したという被害時刻（午後零時23分頃）と接着した時刻帯に、上記のとおり、南玄関の方へと引き返しかけた裁判所職員が門扉に向けて一斉に振り返るなどした状況は、正にその時点で、第二南門の門扉付近で何かが起きたこと、即ち、被害者等が証言する被害状況があったことを強くうかがわせるものとなっている。

このように、犯行に関する被害者らの各証言内容については、相互に符合している上、ビデオ画像といった客観証拠により強く裏付けられており、しかも、その画像中には、判示の暴行に当たり、被告人が振り上げたと見て矛盾のない腕が映っているのであって、上記各証言の信用性はいずれも極めて高いといえることができる。

(2) ところで、被害者は、前記のとおり、被害後、頭部に「こぶ」が生じた旨を証言している。殴打されたという頭部の箇所には痕跡となる「こぶ」があったかどうかは、本件において、暴行の存否に関し決定的な意味を有する。この「こぶ」について、高裁事務局管理課課長清水孝(以下「清水課長」という。)及び中山補佐は、高裁管理課事務室内で、被害者の頭部の「こぶ」を見た状況等について、次のとおり、証言している。

すなわち、清水課長は、「被害者からこぶが出ているのと、むち打ち状態だということを聞き、制帽を取って見せてもらおうと、頭部の頭頂部に近いところに、こぶのように膨らんでいて、その中央辺りが赤くなっているのが見えた。」旨を、

同様に、中山補佐も、「被害者が殴られたあとが痛い、腫れていると見せにきた。その場には、清水課長もいた。触って確認したわけではないが、見た目で、若干赤みがかって、うっすら、ふっくらとし、範囲が五百円玉をちょっと大きくしたぐらいで、ふっくらしている部分の厚みが5ミリぐらいのこぶがあった。被害者から相当に痛いということを知り、当時本件庁舎内の診療所の医師がいなかったため、最高裁判所の診療所とにかく行きなさいという指示をした。」旨をそれぞれ証言している。

上記「こぶ」の状態については、被害者、清水課長らの各証言の間に表現の違いはあるものの、本件構外退去命令の執行終了後、被害者が痛みを訴え、その頭部にいわゆる「こぶ」様のものがあったという点で一致している。そして、上記「こぶ」の確認等がきっかけで、中山補佐の指示により被害者が最高裁判所の診療所を受診することになったというのであって、この点は、当時、同診療所で勤務していた篠浦ひとみ（以下「篠浦」という。）医師の後記証言とも整合しており、上記各証言内容の信用性を疑うべき事情は見当たらない。

(3) そして、被害者を診た前記診療所の篠浦医師は、概要、次のとおり、証言している。

「午後3時過ぎ、被害者が診療所に来た。被害者から、後頭部をペットボトルか何かで殴られたなどと聞いたので、髪の毛の根元を押さえ付けるようにして頭皮をよく見たところ、後頭部と思うが、少し赤くなって腫れているような箇所があった。触り、押してみたら少し痛かったという状況だと思う。」「腫れ具合は、皮下血腫になった大きなたんこぶという印象よりは、打撲により炎症を起こした赤みと腫れ、すなわち、発赤腫脹であり、外力が加わった後、その皮膚、皮下組織に少し炎症を起こして、腫れているという印象の方が当たっている。」「触った感触は、少し軟らかい感じで、そうすると、腫れ、腫脹、むくみといったほうが正しいのかもしれない。」「赤くなっている部分と腫れている部分の範囲が同じであったかどうかまでは分からないが、小指の第1関節が大体2cmでそれを

目安にして、全体の受傷部と感じられるところの大きさは二、三cmであったと思う。」「首の痛みについての被害者の訴え方は、触って痛いという状況はなく、動かすと痛いという感じであった。」などというものである。

篠浦医師は、当時、午後から休診であったが、たまたま診療所にいたことで、被害者を診ることとなったものである。その受診の経緯や、医師という職務に照らし、篠浦医師が医学的所見について虚偽供述をすることはおよそ考え難い上、その証言内容も、記憶が薄れた点はその旨断って慎重な態度で証言していることがうかがえ、証言自体、信用性が極めて高い。その後、篠浦医師が、頭部等の精密検査の必要を認め、被害者に対し三田病院の脳神経外科を紹介し、同病院を被害者が実際に受診することになったという客観的経過に照らしても、篠浦医師の上記証言の信用性を疑うべき事情はない。

なお、露木静夫（以下「露木」という。）医師は、こぶは医学的には血腫（皮膚下の内出血）であり、こぶの腫れが引くというのは内出血が吸収された状態を意味するが、4時間程度で吸収されることはなく、三田病院で行われた頭部CTスキャンにも異常所見がなかったことから、こぶが生じたとの被害者の供述は医学的に説明がつかない旨の意見書（弁8）作成し、公判廷でも同旨のことを述べ、弁護人は、この意見を踏まえて、被害者が負傷状況（こぶの点）を歪曲ないし誇張している疑いを指摘し、ひいては被害状況（被告人から2回殴られた点）そのものについても疑義を差し挟んでいる。しかし、被害者が「こぶ」について証言するところは、自らは直接視認できない位置にある後頭部の手触りによるものであるとうかがわれる上、前記のとおり、その証言内容は、清水課長らが見た「こぶ」の状態ともやや異なっており、必ずしも医学的に見て正確なものであったとは言い難い。他方、被害者は、三田病院で診察を受けた頃には腫れが引いていった状況も証言している。そうすると、被害者が証言する、いわゆる「こぶ」が、直ちに露木医師のいうような皮下血腫としての「こぶ」であったと断ずることはできない。この「こぶ」については、篠浦医師が、被害から3時間程度経過した

午後3時過ぎの時点で、専門家の目で確認しており、その状態は、同医師の前記証言のとおりであったと認められる。また、篠浦医師は、「外力を受けた組織というのは炎症を起こし、炎症（外力）の度合いにもよるが、1時間程度であれば、血液の中の水分（血しょう成分）等が血管から組織にしみ出て、腫れ（むくみ）が起きてもおかしくない。腫れ（むくみ）が、どのくらいの時間的経過で目立たなくなるかについては、外力の度合いにより数時間単位から数日まであり得るので、判断できない。」とも証言している。この証言内容をも踏まえると、被害者がいう「こぶ」とは、露木医師が意見書や公判廷で供述するような皮下の内出血による「血腫」ではなく、篠浦医師が証言する「腫れ（発赤腫張）」であったと認められる。したがって、同医師の上記診察から更に時間が経過した武藤医師の診察の段階で、腫れが引いて目立たなくなり、武藤医師が証言するように視診等では明確なものとして認め得なかったとしても、不自然、不合理なことではない。

(4) また、弁護人は、清水課長や中山補佐が、捜査段階で録取された各供述調書中で、いずれも「こぶ」の存在を供述していないことを指摘し、その公判廷での供述には信用性がない旨を主張する。しかし、本件では、事件当日のうちに被害者が三田病院の脳神経外科を受診し、武藤医師作成の診断書も得られていたのであるから、捜査官が、被害者のいう「こぶ」の存否の裏付けのため、同僚らから詳しい事情聴取を行うことまでは必要と考えず、あるいはそのことに思い至らなかったということも十分にあり得ることであって、中山補佐が公判廷で証言するように、捜査官から質問を受けなかったから、「こぶ」の存在について供述しなかったというのも、不自然、不合理なことではない。

被告人は、犯行を全面的に否認し、門扉上に身を乗り出して被害者を殴打するということは、門扉の高さや被告人の身長との関係で物理的にあり得ないことであり、裁判所職員の証言は、被告人に対する反感からされた虚偽供述であって、裁判所が組織として被告人を犯人としてでっち上げたものであるなどという趣旨の主張、弁解をする。

しかしながら、各証人の証言の信用性評価は既に検討したところに尽きている。あえて、重ねていえば、被告人の言い分は、本件構外退去命令の執行直後、幹部職員を含めて裁判所職員が組織的に口裏合わせを行い、それに最高裁判所の診療所の医師も加担して被告人を罪に陥れることを画策したというに等しいものであるが、既に検討したように、各人は、それぞれの立場で体験したことをありのままに証言していることを疑うべき事情はなく、それらが相互に符合している上、客観証拠である前記のビデオ画像や、被害者の客観的な受診経過も各証言の信用性を強く裏付けており、被告人の主張、弁解は到底信用できるものではない。なお、身長約167.5cmの被告人が、高さ約135cmの門扉上に身を乗り出し、門扉のすぐ近くで、腰を折ってお辞儀をするような格好でいた被害者の頭部を手拳で殴打することが十分に可能であることは、検証をするまでもなく明らかである。

(5) 以上によれば、被害者らの前記各証言の信用性に疑問の余地はなく、関係各証拠によれば、被告人が判示の暴行を行ったことが優に認められる。

なお、判示の暴行が行われた時刻は、防犯ビデオカメラ画像（甲21）の映像上、裁判所職員が一斉に第二南門の門扉方向を振り返った時刻、即ち、午後零時22分30秒前後に行われたものと認められる。（罪となるべき事実）の項の「午後零時22分頃」とは、上記の時間帯を指す趣旨のものであることを付言する。

4 傷害の内容について

篠浦医師の前記証言によれば、同医師が被害者を診た時点で、頭部に痛みを伴う少し軟らかい感じの発赤腫張があり、その受傷部位は、全体で二、三cm程度のものであり、首の痛みは、触って痛いというものではなく、動かすと痛いという感じのものであったことが認められる。

三田病院で被害者を診察した武藤医師は、「被害者が訴えた症状は、公務中に後頭部を殴られ、こぶができ、首を痛めたというものであった。視診は行ったが、

髪のかき分けまでは見えていない。また、こぶについては、記憶は定かではないが、頭髪の上から触診をしたところでは、明らかな異常は感じなかったように思う。首のエックス線検査、頭部のCTスキャンでは、異常所見は認めなかった。しかし、明確に骨がずれていなくても、その周りの組織に微細な損傷が加わっていることがあるし、画像とか神経的な所見で見つけることは難しいけれども痛いということはよくある。一般に、患者が頭部に痛みを訴えた場合に、検査の結果異常がなくても、頭部打撲傷と診断し、首の痛みを訴えた場合も、客観的に判断できる異常は見当たらなくても、頸椎損傷と診断することは可能である。被害者の痛みの訴えが正しいものとして、諸先輩及び自分の経験から、加療期間を約1週間とし、頭部打撲傷及び頸椎損傷を診断内容とする診断書（甲4）を作成した。」旨証言している。

一方、露木医師は、その各意見書（弁8、16）及び公判廷での供述において、武藤医師の上記診断名に疑問を投げかけているが、既に検討したとおり、被告人が前記の態様で被害者の頭部を手拳で強打したことは明らかであり、それにより頭部に腫れが生じ、首の痛みも増したことも認められるところであるから、武藤医師の診断は、加療期間の点も含め専門的知見に基づいた合理的なものとは是認できる。

この点について、篠浦医師も、「頭部外傷の場合には非常に疾患として重篤なこともあるので専門医による診察を受ける必要があると考え、他院を紹介した。診療報酬が二重にかかってしまうので、カルテは作成しなかった。当時診断名を付けるとすれば、頭部については頭部打撲、頸部については、頸椎捻挫の疑いあるいは外傷性頸部症候群の疑いということになると思われる。頸椎だけでなく、頸椎周囲の筋肉、靭帯等の頸椎を支持する組織に損傷があれば、頸椎損傷という診断名を使うことはあり得ると思う。」と証言している。武藤医師が付した「頸椎損傷」の診断名は、同医師が証言するように、頸椎そのものの損傷（骨折）のみをいうのではなく、頸椎周辺の微細な組織の損傷をも含む趣旨のものというの

であるから、篠浦医師の頸椎捻挫(疑い)、あるいは外傷性頸部症候群(疑い)という診断名を包摂しているといえる。この診断名の付け方は、医師の専門領域に属するものであることから、篠浦医師の上記証言の趣旨をも踏まえ、武藤医師作成の診断書の診断名に従い判示の傷害を認定することとした。

以上の関係各証拠によれば、被告人は、被害者に対し、2回にわたり、手拳で殴打するという暴行を加えたことにより、加療約1週間を要する頭部打撲傷、(武藤医師が証言する趣旨での)頸椎損傷の傷害を負わせたものと認められる。

第3 公務執行妨害罪の成否について

1 弁護人の主張等について

弁護人は、「①携帯電話が広く普及し、市販されているほぼ全ての携帯電話にカメラ機能が付いている状況の中で、裁判所の庁舎等の管理に関する規程(以下「庁舎管理規程」という。)12条1項8号により、カメラ機能付き携帯電話の持ち込みを一律禁止することは、一般市民の行動を不当に制限するものであり、それ自体、違憲の疑いがあり、まして、その携帯者について、裁判所庁舎内への立入りを禁止し、ないし退去を命じることは、主権者としての国民の地位を、法的根拠なくして否認制限するものであるから、憲法前文、13条、31条、32条、81条等に違反する。また、上記規程が有効であるとする立場に立つとしても、限定解釈が施されておらず、本件につき構外退去命令を発することは、違憲の解釈運用である。被害者の施錠が構外退去命令の執行の一環とされる以上、その職務行為は違法な公務というべきである。②被告人が、平成21年2月に裁判所内をカメラ機能付き携帯電話で撮影したことをもって、属人的かつ半永久的にカメラ機能付き携帯電話を所持しての裁判所への立入りを禁止する入構禁止命令は、上記撮影行為の対象やその後撮影が行われていない等の状況を踏まえると、合理的な理由に基づくものではなく、前同様の憲法の条項に違反する。また、上記のような命令は、裁判所を訪れる多数の市民の中で被告人に対してのみ出されており、これは、裁判所等の批判を毎日続けている被告人に対し、裁判所が悪感

情を有しており、その活動を妨害するためのものにほかならず、憲法14条にも違反する。さらに、上記命令は、口頭によりされている上、発令が取り消されない限り半永久的にその処分の効果が存続するものであるから、不相当である。③本件構外退去命令は、被告人が法廷内で撮影行為を行う蓋然性はない以上、過剰な規制であって、不必要であり、携帯電話を所持していたという理由のみで退去命令を発することは、差別的取扱であり（憲法14条）、裁判を傍聴する自由（憲法21条、82条）を理由なく制限するものであって違法である。」と主張する。

また、弁護人は、「①法律ではない庁舎管理規程を根拠にして有形力の行使は許されないし、本件は、行政の管理権に基づく自力救済が認められる場合ではない。②仮に、庁舎管理規程に基づく構外退去命令の自力執行が許容されるという見解に立っても、その執行に当たって、必要最小限度を超える有形力の行使がされていることは、録画映像から明らかである。この執行により、被告人は、門外に出された後、救急車を呼ばざるを得ないほどであり、搬送先の東京通信病院では、左側頭部、前・後頸部、前胸部、左側胸部、右前腕部の各打撲傷により、7日間の安静加療が必要と診断されている。被害者の門扉を閉める行為は、構外退去命令の執行の一部であり、それ以前の上記強制連行が違法である以上、被害者の職務は違法であり、その公務は、公務執行妨害罪により保護される対象にはならない。」旨主張する。

以下、上記主張にかんがみ、本件公務の適法性について付言する。

2 本件構外退去命令に至る経緯と執行状況について

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被告人は、以前から、作動中のテープレコーダーを本件庁舎内に持ち込もうとしたり、庁舎入構時の手荷物検査等を拒否したり、本件庁舎正面玄関でけん騒にわたる行為をしたりするなどしていた。高裁事務局管理課や地裁事務局警務課の職員らは、上記のような被告人の行動を現認した際には、警告を与えて任

意の改善を求めるなどして対処していたが、被告人がこれに応じない場合には構外退去命令を発令し、それでも退去に応じないときは上記命令を執行するなどの措置を講じていた。

(2) 平成21年2月24日、被告人は、本件庁舎内の法廷警備が実施されていた刑事事件の法廷前廊下付近において、被告人所有のカメラ機能付き携帯電話（平成23年押第106号符号1。甲8。以下「本件携帯電話」という。）のカメラ機能を作動させた。これを現認した裁判所職員が、被告人に対し、撮影した画像データの消去を求めたが、被告人は、消去に応じることなく立ち去った。そこで、同月27日、管理者である高裁事務局長の判断・指示に基づき、清水課長が、被告人に対し、以後、カメラ機能付き携帯電話を所持しての入構を禁止する旨を告知した。

(3) それ以降、被告人は、正面玄関における所持品検査で、カメラ機能付き携帯電話を所持していることが判明した場合には入構を拒否され、それでもなお、これを持ち込もうとする場合には、構外退去命令を受けることとなった。一方、被告人が供述するところによれば、被告人は、同行者に本件携帯電話をいったん預けて入構した上、本件庁舎内で受け取るという方法でこれを庁舎内に持ち込むということもあった。

(4) 被告人は、平成22年8月10日午前中に本件庁舎内に入った際、本件携帯電話を知人に預ける方法で庁舎内に持ち込み、4階の424号法廷前で上記知人からこれを受け取った。午前11時半過ぎ頃、被告人が上記法廷内で本件携帯電話を所持して傍聴している状況を裁判所職員が現認した。清水課長と中山補佐らは、その旨の報告を受けて、424号法廷前廊下に行き、傍聴を終えて同法廷から出てきた被告人に対し、まず、清水課長が、携帯電話を所持しての入構は認めていないので自主的に退構してほしい旨を告げた。被告人は、預ければいいんだろうと言いながら本件携帯電話を取り出し、傍らにいた上記知人にこれを預けた。清水課長は、この場で携帯電話を預けても構内にとどまることはできない旨を告げると、被告人

と一緒に傍聴していた女性らから何でいけないのかと問われ、その対応に当たった。一方、中山補佐は、被告人に対し、自主的に退構しない場合は、構外退去命令を発する旨の警告を行ったが、被告人は、「根拠を示せ。」などと大声で述べて退去しようとしなかった。そこで、中山補佐は、午後零時16分頃、構外退去命令を発令した（なお、庁舎管理規程2条4項に基づき、管理者は、退去命令、撤去命令を発すること及びこれに関連する警告、立入制限等の指示を高裁管理課長、同課課長補佐等に代理させている。）。

(5) しかし、被告人は、上記法廷傍聴後に予定されていた検討会に出席したいという理由から、自主退構する意思が全くなく、その場から動こうとしなかった。そこで、午後零時17分頃、地裁事務局警務課所属の職員10名程が被告人を取り囲んで本件構外退去命令の執行に着手し、その執行の当初、被告人の身体を抱え両脚を持ち上げるなどし、退去経路に誘導した。その後、被告人は、廊下の床上で足を踏んばって動くまいとする体勢をとるなどして抵抗したが、上記職員らは、被告人を取り囲んで被告人の額等を手で押さえて固定するなどの措置も講じつつ、その身体を押し出すようにして連行し、本件庁舎4階の法廷前廊下から中央廊下を経て、南側エレベーターから1階に降り、1階南玄関から本件庁舎外に出て第二南門に至り、同門外の路上に被告人を退去させた。

(6) 被害者は、高裁事務局管理課庁舎警備係守衛長として、被告人が構外へ退去する前に第二南門を解錠し、被告人が同門から退去させられた後に施錠した。その際、被告人は、前記のとおり、施錠しようとしていた被害者に対し、判示の暴行を加えた。

(7) 被告人は、その後、第二南門外付近の路上に座り込むなどし、裁判所職員に対し、救急車を呼ぶように求め、裁判所職員が手配した救急車で東京通信病院に搬送された。

3 庁舎管理権及び庁舎管理規程について

裁判所庁舎については、その所有権者たる国が、所有権の効果として庁舎管理

権を有しており、その管理権の行使は、法令により指定された管理機関が行うものとされている（国有財産法5条、9条1項、下級裁判所会計事務規程2条、3条10項、庁舎管理規程2条1項）。

このように庁舎管理権は、所有権の作用に基づくものであるから、庁舎管理権者は、特に法令によって制限されていない限り、明文の定めがなくても、その庁舎に対して包括的な管理、支配の権限を持ち、執務を妨害する者等の立入りを禁止し、あるいは、その退去を求めるなどの行為をすることができるものと解される。裁判所庁舎については、最高裁判所の規則制定権に基づき庁舎管理規程が制定されているが、これも、規制の権限を創設したものではなく、上記の包括的な管理、支配の権限の行使の在り方についての内部的規律にすぎないものである。それゆえ、庁舎管理規程は、公布手続はとられず、その名称も、「規則」ではなく、「規程」とされている。庁舎管理権、庁舎管理規程の法的性質は、上記のとおりであるから、裁判所庁舎を管理する規律が法律事項であるとする被告人の主張は独自の見解であって、採用の限りではない。

もちろん、庁舎管理権の行使に当たって、裁判を受ける権利、裁判の公開等の憲法上の要請を考慮する必要はある。しかし、これらの要請を損なわない限り、庁舎内において、いかなる行為を禁止するかは、庁舎管理権者の裁量の範囲内にあるというべきである。この禁止に関し、庁舎管理規程には、管理者が庁舎内への立入りを拒み、あるいは、庁外への退去を命じなければならない対象者の行為が列挙されている（庁舎管理規程11条、12条）ところ、これらの規定は、管理者には、庁舎管理権に基づき、これらの行為を禁止し、その禁止事項を掲示又は口頭等の方法により明示し、これから庁舎内に立ち入ろうとする者や既に立ち入っている者に対して、これを知らしめる権限があることが当然の前提となっている（この権限による禁止を、便宜上「一般的規制」と呼ぶこととする。）。また、上記禁止に反する不当な行状をする者が、庁舎管理権者の命令に任意に応じない場合、これを放置することは、司法に対し重大な弊害をもたらし、国民の司法に対する信頼を

損ないかねないことから、これら対象者をすみやかに構外へ退去させるべき必要性がある。所有権に基づく庁舎管理権には、対象者の法益を侵害しない態様で、実力をもってその立入りを拒み、あるいは、押し出し、運び出す等の方法により、これを庁外へ退去させる権能も当然に含まれているというべきである。

4 庁舎管理規程12条1項8号について

以上を踏まえ、本件で問題とされている庁舎管理規程12条1項8号について検討する。

庁舎管理規程12条1項は、「裁判所の禁止に反し写真機、録音機その他これらに類する物を持ち込み、又は持ち込もうとする者」（同項8号）について、管理者は、「庁舎等への立入りを禁止し、又は退去を命じなければならない。」旨を規定している（同項柱書）。上記条項中の「裁判所」には管理者を含むものと解されており、現に、本件庁舎でも、管理者名で、掲示板等において、「写真機及びこれに類する物を持ち込むことを禁止する」旨を含め、種々の禁止事項が掲示されており、必要に応じ、裁判所職員からも口頭で禁止事項が来庁者に告知されている（なお、「裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について」（昭和60年12月28日経監第71号高等裁判所事務局長，地方，家庭裁判所長あて経理局長依命通達）の9第12条関係(1)は、「第1項第8号の「裁判所」には、管理者も含まれる。」としている。上記8号が、他の各号と異なり、「裁判所の禁止に反し」という文言が付加されている趣旨は、裁判所が法廷内撮影を許可することがあり得ること等（刑訴規則215条等）に配慮したものと考えられる。したがって、上記通達は、上記8号の「裁判所の禁止に反し」という文言が、禁止の主体を訴訟法上の裁判所に限定する趣旨のものではなく、管理者が、庁舎管理権に基づき一般的規制として、写真機、録音機、これに類する物の持ち込みを禁止することができるという当然の事理を確認的に明らかにしたものといえる。）。カメラ機能付き携帯電話が、庁舎管理規程12条1項8号にいう「写真機に類する物」に文理上該当することはもとより、同号の「裁判所の禁止」として本件庁舎について定められた禁止

事項中の「写真機に類する物」にも形式的に該当することは明らかである。そうすると、本件庁舎へのカメラ機能付き携帯電話の持ち込みは、上記禁止に形式的には違反し、庁舎管理規程上は、立入禁止や構外退去命令の対象となり得る行為であるということになる。庁舎管理規程12条1項柱書は、各号に該当する事由がある場合において、管理者に対し立入禁止等の命令を発することを義務付けていることから、カメラ機能付き携帯電話を所持して入構する者について、管理者は、すべからず立入りを禁止し、構外への退去を命じなければならないということになる。しかし、このような対応は、カメラ機能付き携帯電話の普及状況や、来庁者のほとんどが通信機器としてのみ使用する意図で携帯電話を所持して入構している実情をも踏まえると、非現実的であるということは否めないところであろう。少なくとも、カメラ機能付き携帯電話の持ち込みについて言えば、これが一般的規制（禁止）に対する違反、即ち、庁舎管理規程12条1項8号にいう「裁判所の禁止に反し」に該当するかどうかは、その禁止の目的、趣旨に照らし、管理者が個別的、実質的に判断すべきものといえる。そもそも、庁舎管理規程が、所有権に基づく管理権の行使の在り方を定めた内部的規律にとどまるという前記法的性質にかんがみると、上記のように判断することは当然に許容されるところと解される。

なお、弁護人は、前記のとおり、庁舎管理規程12条1項8号の規定違憲をいうが、上記規定の法的性質、趣旨、目的からすれば、その主張に理由がないことはいうまでもない。

5 本件構外退去命令の適法性について

そこで、本件構外退去命令発付の経緯を見ると、被告人は、平成21年2月24日、法廷警備が実施されている刑事事件の法廷前の廊下付近においてカメラ機能付き携帯電話で撮影行為を行い、これを現認した裁判所職員から画像データの消去を求められたが、これを拒否し、同月27日、管理者を代理する清水課長が、被告人に対し、今後、カメラ機能付き携帯電話を所持しての入構を禁ずる旨を通告したというものである。上記の画像データ消去拒否の被告人の態度等から、管理者として

は、今後も、被告人が携帯電話のカメラ機能を用い、本件庁舎内での撮影行為に及ぶおそれがあると判断したものと認められる。庁舎内での撮影行為は、写真機及びこれに類する物の持ち込みを禁じている趣旨から当然に禁じられている行為であり、それに違反して撮影を行った者が、画像データの消去に応じないとすれば、上記禁止の違反の状態が放置され、例えば、その画像データがインターネット上で公開されるなどにより、来庁者等のプライバシーの侵害、裁判に係る事務への悪影響等、深刻な弊害を引き起こしかねないといえる。当時、管理者は、被告人の上記態度等から、被告人がカメラ機能付き携帯電話を構内に持ち込む行為は、庁舎管理規程12条1項8号にいう「裁判所の禁止に反し」に該当するものと個別的に判断し、平成21年2月27日に、今後は、同様の行為が行われた場合には同条項を適用する旨を被告人に通告したものと認められる。なお、この通告自体は、庁舎管理規程に基づく命令ではなく、今後の被告人のカメラ機能付き携帯電話の構内への持ち込み行為が上記禁止に違反する旨の管理者の判断を事前に示したものとイえる。この通告は、平成21年2月24日の被告人の撮影行為等の行動や、従前の被告人に対する構外退去命令の発付状況等をも踏まえた合理的な措置であり、庁舎管理権の行使として当然に行い得るものである。本件構外退去命令は、この平成21年2月27日の管理者の判断・通告に加え、被告人が、本件当日、他人に携帯電話を預けるといふ方法で正面玄関での所持品検査をかいくぐり、しかも、法廷内で携帯電話を所持しているのが現認されたという発覚の経緯等をも考慮して、発せられたものと認められ、撮影機器の持ち込みを禁じる一般的規制の趣旨を踏まえた合理的な措置であって、何ら違法な点はない。

弁護人は、前記のとおり、憲法14条違反等を主張するが、本件構外退去命令の当否は、庁舎管理規程の解釈・適用上の問題であり、憲法適否の問題とはいえない。なお、既に、検討したとおり、被告人の行状等からは、カメラ機能付き携帯電話を携帯して入構する他の一般の来庁者と異なる対応をとることに合理的な理由があり、実質的に見ても根拠なく差別的な取扱いをしたものではないことも明らかである。

さらに、被告人が、裁判所の禁止に反し、庁舎管理規程12条1項に基づく構外退去命令を受けたことにより、その日の裁判の傍聴等ができなくなったとしても、それは、被告人の不当な行状による結果であるから、憲法の規定の趣旨に何ら反するものでもない。

6 本件構外退去命令の執行方法の適法性について

次に、本件構外退去命令の執行方法について検討する。

被告人は、前記のとおり、清水課長らから自主的に構外へ退去するように求められ、中山補佐からこれに応じない場合には構外退去命令を発する旨の警告を受けながら、その間、知人に本件携帯電話を手渡すなどし、「根拠を示せ。」などと大声で述べ、自主的な構外退去に応じない意思を明確にし、本件構外退去命令を受けることとなったものである。上記状況からは、本件庁舎内の秩序と静穏を維持するため、本件構外退去命令の執行を行うべき必要性、緊急性があったと認められ、すみやかに執行に着手したのは相当な措置であったといえる。その執行方法は、防犯ビデオの前記画像（甲21）のとおりであって、10名程度の地裁事務局警務課の職員が被告人の身体を抱え上げ、被告人の頭部を手で押さえて固定するなどして、被告人を退去させた状況があったことが認められる。これは、被告人が、任意退去に応じず、自ら公判廷で認めるように、「今日は抵抗するからな。」と宣言して抵抗の姿勢を示し、実際、激しく抵抗したことに対応してのものであり、上記執行方法は、庁舎管理権の行使として許容される適法な限度内にあったものと認められる。なお、被告人は、本件後、救急車で搬送された先の東京通信病院で、前記第3の1の弁護人の主張のとおり、左側頭部等の各打撲傷で7日間の安静による治療が必要である旨の診断（弁6）がされているが、司法警察員作成の電話聴取報告書（甲22）によれば、上記病院の担当医師は、各部位ともに、皮下出血、擦過傷、アザ等はなく、軽度の発赤（若干赤みかかった状態）と圧痛（押した時に痛みを感じる）のみであり、発赤及び圧痛から、総合的に判断して、各部の打撲傷と診断したものであって、湿布薬や投薬等の処方をしなかったことが認められる。上記各打撲傷に

については、本件構外退去命令の執行の際に生じたものであるとしても、前記態様での執行において、被告人が、抵抗する旨を宣言して抵抗した自らの身体の動きに起因するものとうかがわれるところであり（第4回公判の被告人供述調書）、上記打撲傷の存在は執行の適法性を何ら左右するものではない。

以上からすれば、本件構外退去命令の執行の方法に違法な点はなく、弁護人の主張は採用できない。

7 結論

よって、被告人に公務執行妨害罪が成立することは明らかであり、弁護人の主張は理由がない。

第4 公訴権濫用の主張について

弁護人は、本件起訴は、公訴権の濫用に当たるとして、公訴棄却も求めているが、既に説示したところに照らせば、その主張に理由がないことも明らかである。

（確定裁判）

被告人は、平成22年4月22日千葉地方裁判所で名誉毀損罪により懲役10月、執行猶予3年に処せられ、その裁判は平成23年5月3日確定したものであって、この事実は検察事務官作成の前科調書（乙6）によって認める。

（法令の適用）

被告人の判示所為のうち公務執行妨害の点は刑法95条1項に、傷害の点は同法204条に該当するが、これは1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから、同法54条1項前段、10条により1罪として重い傷害罪の刑で処断し、所定刑中懲役刑を選択し、これは前記確定裁判があった名誉毀損罪と同法45条後段の併合罪であるから、同法50条によりまだ確定裁判を経していない判示の罪について更に処断することとし、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役1年2月に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中280日をもその刑に算入し、訴訟費用は、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

（量刑の事情）

本件は、構外退去命令の執行を受けた被告人が、その直後、退去させられた門の門扉に施錠しようとしていた裁判所職員に対し判示の暴行を加えて傷害を負わせたという、傷害及び公務執行妨害の事案である。

被告人は、本件構外退去命令に従わず、執行に抵抗して構外へ出された後、門扉の上から身を乗り出して腕を振り上げ、その直下で腰を折って門扉を施錠する職務に従事していた被害者の後頭部目掛けて手拳で力任せに殴打し、更に続けて殴打したものである。被害者は、無防備の体勢でいたところにいきなり上方からの強度の暴行を受け、頭部に腫れが生じたほか、その日のうちから頸部に強い痛みが生じ、その後も相当の期間にわたり痛みが継続したことが認められ、上記暴行は、不意を突く、危険な態様の犯行であったといえる。被告人は、犯行を全面的に否認し、それゆえ動機を語っていないものの、執行の当初から激しく抵抗し、退去させられた後も上記門扉内側の看板を押すなど興奮状態にあった状況からすると、意に沿わない構外退去命令を執行されたことに腹を立て、上記暴行に及んだものと認められる。被告人は、もともとカメラ機能付き携帯電話の持ち込み禁止の通告を受けていながら知人に託して潜脱的にこれを庁舎内に持ち込み、その自らの非違行為が原因となって本件構外退去命令が発せられたにもかかわらず、その執行を受けた怒りを理不尽にも被害者にぶつけたもので、その経緯、動機に酌むべき点は全くなく、身勝手極まりない犯行というべきである。被害者は、上記暴行による肉体的苦痛のほか、審理を通じて精神的苦痛を受けていることもうかがわれ、本件が被害者に与えた影響は大きく、その結果を軽く見ることはできない。当然のことながら、被害感情には厳しいものがある。また、適正な公務の執行を妨害された程度も大きいといえる。

ところが、被告人は、自らの犯行を否認した上、虚偽弁解を弄し、審理状況が示すとおり、被害者の痛みを思いを致すなどの反省の態度を微塵も見せていない。そして、未だ、被害者に対し慰謝の措置を全く講じていない。加えて、被告人は、本件当時、前記確定裁判の項のとおり、名誉毀損被告事件で懲役10月、3年間

執行猶予の有罪判決を受け、控訴中であつたものである。その後、控訴棄却判決、上告棄却決定を受け、上記有罪判決が確定している経過をも踏まえると、有罪判決後の事後審である控訴審の段階で、被告人が本件行為に及んだことは、その規範意識の乏しさを強くうかがわせるものと見ざるを得ない。

以上によれば、被告人の刑事責任は相応に重く、その年齢等を考慮してみても、主文掲記の実刑は免れないものと判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役2年)

平成24年9月21日

東京地方裁判所刑事第10部

裁判長裁判官 多和田隆史

裁判官 本間敏広

裁判官 寺崎千尋

これは謄本である。

同日 阿 庁

裁判所書記官 中條朋子

